

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020

～つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現～

2020 Comprehensive Plan for Community Care in Kobe

概要版



平成28年3月
神戸市



はじめに

神戸市では、昭和 52 年(1977 年)に、全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」(以下「市民福祉条例」という)を制定しました。

「市民福祉条例」では、福祉は、市民・事業者・行政が相互に主体となり、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定めています。

この市民福祉条例に基づき、これまで時代に合った市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政の連携と役割分担による先駆的取り組みを行ってきました。

本格的な人口減少社会の到来と超高齢社会の進行に加え、安定した雇用の減少による生活の不安定化、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、市民を取り巻く状況は大きく変化しています。

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」は、このような社会情勢の変化に伴い生じている市民福祉の諸課題に対応するための、新たな施策や重点化すべき施策についてとりまとめられたものであり、全ての市民の生活の質向上のため、広範囲にわたる市民福祉の総合的・体系的な推進を図るとともに、市民・事業者・行政の協働と参画により、ともに築く「地域福祉推進」のための計画です。

I.

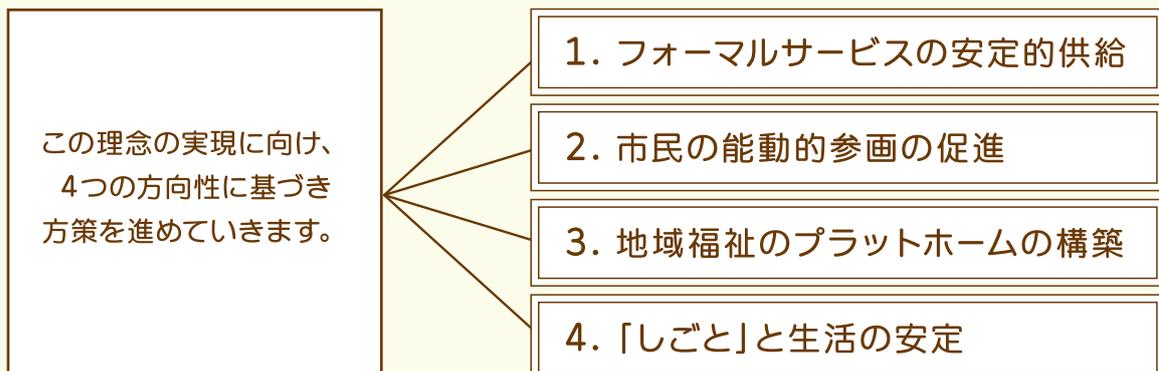
計画の基本理念

つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現(ソーシャル・インクルージョン)を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取り組みを実践していく[*ローカルガバナンス](自律と分権に基づく協治)を具現化していきます。

※ ローカルガバナンスとは

自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。



II.

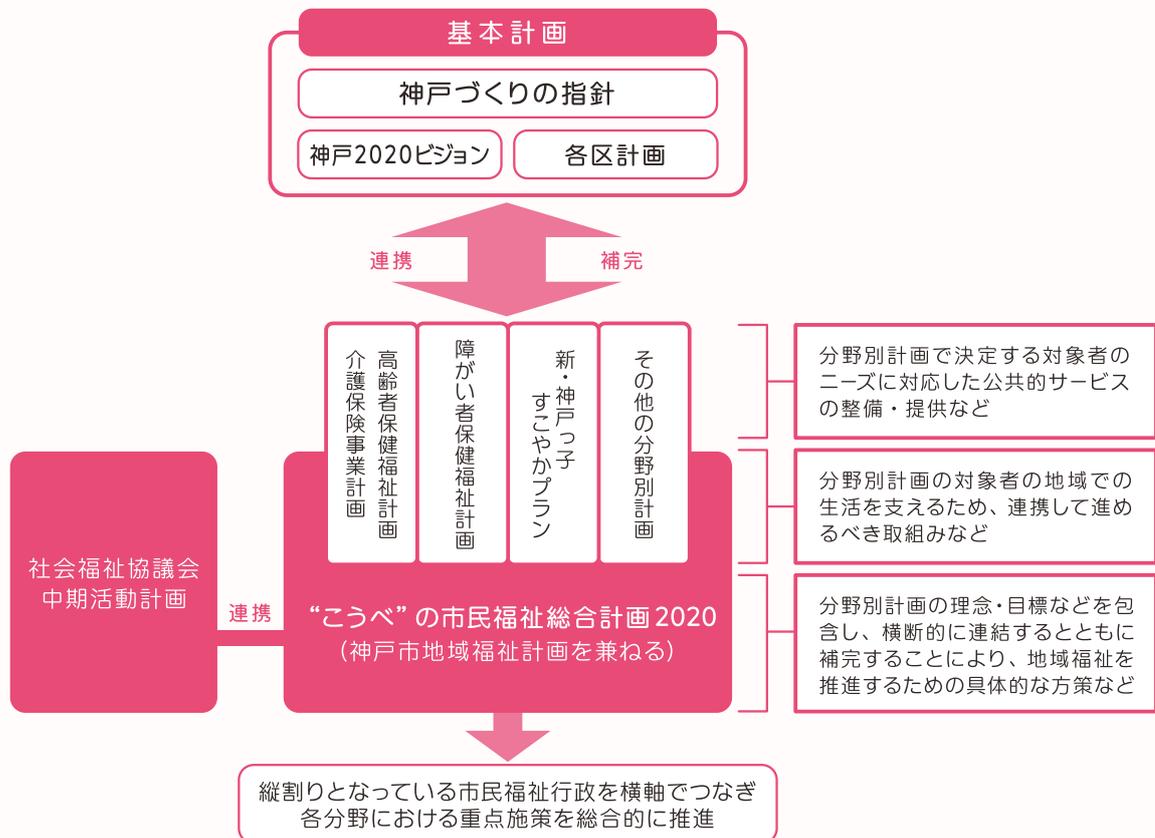
計画の位置づけ

本計画は、「市民福祉条例」に基づき策定される第11次(昭和52年~)の市民福祉の総合計画であるとともに、「社会福祉法」に位置づけられる「市町村地域福祉計画」を兼ねています。

保健福祉分野の総合計画として、第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」及び「神戸2020ビジョン」と相互に連携・補完するとともに、地域における、高齢者・障がい者・子どもなどの各分野の施策を横断的につなぎ、総合的に推進するための役割を果たしています。

また、神戸市社会福祉協議会が策定する「“こうべ”の社会福祉協議会中期活動計画2020」と連携しながら、本計画を推進していきます。

計画期間は、平成28年度(2016年度)から32年度(2020年度)までの5年間とします。



(分野別計画 抜粋)

計画名称	計画期間
1. 第6期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画 「老人福祉法」に基づき、高齢者への福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画(高齢者保健福祉計画)と、「介護保険法」に基づき、介護保険給付の対象となるサービス種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等を定める計画(介護保険事業計画)を、一体的に策定したものである。	平成27年度 ～ 平成29年度
2. 神戸市障がい者保健福祉計画2020 「障害者基本法」に基づく、市の福祉・保健・医療など障がいのある人の基本的な施策に関する市町村障がい者計画	平成28年度 ～ 平成32年度
3. 新・神戸っ子すこやかプラン 「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことにより、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に進めていくために策定されたもの	平成28年度 ～ 平成31年度

Ⅲ.

基本理念を実現するための “ともに取り組む” 具体的方策

1

市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 フォーマルサービスの安定的供給

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民の安全で安心な暮らしが保障されなければなりません。公的サービスが安定的に供給されること、その人らしさが尊重され、虐待などの権利の侵害を受けない、あたりまえの権利が守られることが必要です。

[1] 福祉サービスの充実と包括的な供給

① 福祉サービスの充実

国や県、地域の動向を踏まえながら、計画等の目標に応じたサービス基盤の整備を進めます。また、事業者等に対する各種研修の充実など人材育成の支援を行うとともに、人材の確保に取り組めます。すべての市民が適切に福祉サービスを利用できるよう、多元的な福祉情報の提供に努めます。

② 包括的な相談支援体制の整備

個別の専門機関・相談窓口だけでは十分な対応ができない多様化・複雑化する課題に対応し、また、社会的に孤立している人など、支援を行う側が地域に出向き早期に支援することができる仕組みや体制を構築していきます。

③ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化

適切な福祉サービスの提供や地域福祉の推進のために、個人情報の保護と利用のバランスを考慮した情報共有のあり方について検討していきます。

④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止

「くらし支援窓口」や地域福祉ネットワークをはじめとした関係機関の連携により、課題を抱えて地域から孤立している生活困窮者を早期に発見し支援につなげます。また、庁内の関係部局間の連携を強化し、貧困の世代間連鎖の防止を総合的に推進します。

[2] その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保

① 権利擁護／虐待防止の取組み

一人暮らしの認知症高齢者や障がい者のさらなる増加が予想されるなか、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の理解を深めるための広報・啓発、申立の支援などを進めていきます。また、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する実態把握と、その防止や早期発見、早期対応を図るため、迅速かつ的確な対応のできる体制づくりに努めます。

② ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安心して快適に暮らせる「人にやさしい・人がやさしい」ユニバーサル社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインの普及・啓発や心のバリアフリーの推進、障がい者の差別解消、マイノリティの理解促進とともに、建築物等のバリアフリー化を進めます。

③ 地域での居住の安定確保への支援

誰もが安全・安心に住まうことができるよう、また、自分にあった住まい・住まい方を選択できるよう、高齢者等の住宅のバリアフリー化、ニーズにあった住まいを選べる住み替えなどの仕組みづくり、子育てに適した住宅供給の支援、住宅セーフティネットの充実、地域等と連携した住情報の提供などに取り組みます。

④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開

同じ場所に子どもから高齢者、障がい者まで幅広い市民がともに集うことは、お互いにケアし合う効果や、地域社会とのつながりを実感できる効果があります。地域の資源・拠点を多機能に展開でき、住み慣れた地域でともに暮らす、共生ケアの取組みが進むよう支援策を検討していきます。



2

市民が地域福祉の主役になるために

市民の能動的参画の促進

様々な市民が、能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生まれます。市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていくとともに、市民が担い手として参加するだけでなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

[1] 市民が参画できる仕組みづくり

① 市民が参画しやすい環境整備

市民が地域福祉に参画するために、まずは、地域の実情や課題を共有することが必要です。地域に関するデータを分かりやすく提供していくとともに、専門家の派遣などによる、地域の合意形成に対する支援を行います。

[2] 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策

① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり

高齢者が見守りなどの地域活動に参加し、社会的役割を持つことは、健康づくりにもつながります。この意識啓発を行うとともに、高齢者が能力と意欲を発揮し、地域福祉の重要な担い手となるような活躍の場を創出し、担い手と活動をマッチングする仕組みをつくっていきます。

② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり

若者や、働く世代の様々な活動を契機とし、地域福祉活動への参加に切れ目なくつながるよう、開かれた地域づくりを支援していきます。また、小中学生など次世代を対象とし、地域とのつながりの大切さへの理解など、福祉学習の推進に取り組みます。

③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人による地域社会への貢献が制度化され、施設等の強みを生かし、地域と連携してインフォーマルサービスの充実に寄与することが期待されます。行政も地域団体、NPO等とも連携し、制度の狭間への対応など様々な地域福祉課題に取り組んでいきます。

④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開

地域の福祉課題が複雑多様化する中、地域の力に加えて、企業・事業所等との協働による取組みを進めていくことが必要です。

地域の課題を企業のCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）やCSV（Creating Shared Value：共有価値の創造の取組み）と結びつけることができるよう、取り組むべき課題を把握し、必要な活動につなげていきます。

⑤ 学校を拠点とした地域交流

学校施設を拠点とした地域活動は、地域人材や世代間交流の場になります。学校施設が地域主体の生涯学習の拠点となるよう運動場や教室等の開放など、地域の子どもから高齢者までが集い交流する機会をつくっていきます。

[3] 市民の活動が定着するための方策

① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進

ふれあいのまちづくり協議会など既存団体のボランティア活動が継続するように、活動を評価するイベントの充実などの支援を行っていきます。制度の狭間で市民の福祉ニーズに寄り添う公益的なサービスが充実するようNPO等との協働を進めていきます。

② 地域ボランティア活動の促進

地域福祉センターなど身近な場所において、幅広い層の人々がボランティア活動に対する関心を持てるような取組みの機会を充実させていきます。また、有償型の活動など、ボランティア活動に参加しやすい条件整備についても検討していきます。



3

市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり

地域福祉のプラットフォームの構築

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に結びつけるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が必要です。

[1] 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築 （区単位のネットワーク）

① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応

地域福祉課題を解決する新たな仕組みや取組みを、多様な主体の話し合いを通じて施策に反映するための協議の場（地域福祉のプラットフォーム）が必要です。区社会福祉協議会がこのプラットフォームの中核的な役割を果たせるよう支援していきます。

② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり

複雑・多様化する地域課題に対応していくために、区域における多職種・多団体でつながるネットワークの一層の充実が求められています。区社会福祉協議会により多くの情報が集まるための仕組みづくりや、円滑で柔軟な支援ができる体制づくりを行います。

[2] 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 （身近な地域におけるネットワーク）

① 地域における多様な主体による協議の場づくり

地域の支え合い活動等で把握した課題の対応策を検討する、身近な地域における協議の場づくりを、区社会福祉協議会のコーディネーターが中心となって行います。地域課題を関係者で共有し、早期発見・早期解決できる支援策を検討するとともに、必要に応じて区単位の協議の場につなげます。

② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携

ふれあいのまちづくり協議会による地域の福祉・交流活動を通じ、支援を必要とする人の早期発見や様々な課題の把握が期待されます。福祉に関する困りごとを相談できる場づくりなど、お互いが助け合う仕組みづくりの取組みを支援していきます。

③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

民生委員は、住民からの相談や訪問活動などをはじめとした様々な活動を行っており、地域福祉の推進において重要な役割を果たしています。民生委員が、地域住民に寄り添いながら、その役割を最大限に発揮できるように、活動を支援していきます。

④ 医療・福祉の幅広い連携

子どもから高齢者、障がい者まで、地域（在宅）で医療・福祉サービスを必要とする人が増加する中、市民一人ひとりの生活の質を保つために、地域の医療・介護関係者の連携強化を図ります。また、それらの専門職と地域住民組織等との連携を進め、在宅医療・看護・リハビリ・福祉サービス・見守り・支え合い活動等のさらなる充実につなげていきます。

[3] プラットホームを活用した福祉課題への取組み

① 「地域支え合い活動」の充実

地域で援助を必要としている人を住民同士で見守り支え合える地域づくりが求められています。この「地域支え合い活動」の充実を図るとともに、市民・事業者・行政の協働により、実態に即した見守り・支え合い活動を検討し、活動の過程でつけた地域福祉課題を新たな支援の仕組みづくりにつなげていきます。

② 災害時における要援護者への支援体制の整備

地域における災害時要援護者支援体制づくりを地域の实情に応じて支援するとともに、要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、当事者の参画のもと、避難所等での配慮のあり方の検討や拠点的機能をもつ福祉避難所の充実など災害対応力の強化を図ります。



「地域福祉のプラットフォーム」

(イメージ図)



身近な地域のネットワーク
早期発見・早期解決に結びつける

区単位のネットワーク
地域福祉課題を解決するための
新たな仕組みや取組みを創出する

フォーマルサービス インフォーマルサービス

- 地域福祉を支える主体
- 地域住民組織
 - NPO・ボランティア等
 - 社会福祉施設等
 - 保健医療機関等
 - 地域の企業・事業所
 - 教育機関等
 - 社会福祉協議会
 - 行政 など
- 支援を必要とする人
- 社会福祉協議会のコーディネーター

4

市民が地域社会でいきがいを感じるために 「しごと」と生活の安定

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも大切です。誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。

[1] 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり

① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開

市民の支え合いによるサービスが提供される仕組みであるコミュニティビジネスを推進し、また、ニーズが高まる生活支援サービスの充実を図ることにより、地域に雇用、または必ずしも雇用契約に基づく一般的な就労に限らない多様な「しごと」を創出していきます。

② 多様な働き方の確保

各分野別に行う就労支援による就業機会の拡大をはじめ、企業・NPO・社会福祉法人等との協力のもと、一般的な就労が困難な人に対する働く場、訓練の場である「中間的就労」の展開や、子育てや介護等と就労を両立できる環境整備、社会参加への対応が得られる「しごと」の創出など、多様な働き方の確保に取り組みます。

IV.

計画の進行管理

計画の進捗状況を確認するため、*市民福祉調査委員会のもとに、さらに個別・具体的な事項を議論する場を設け、市民・事業者・行政がともに参加することにより計画の検証・評価及び見直しを行い、さらに情勢の変化を踏まえた新たな協働の取組み方策の企画・立案を図っていきます。

※ 市民福祉調査委員会とは・・・

市民代表、事業者、学識経験者等から構成され、市民生活の実情や市民意識の科学的把握を行うとともに市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策の策定等について調査・審議するために設置された市長と教育委員会の附属機関です。

平成 28 年 3 月発行
神戸市保健福祉局総務部計画調整課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
電話 (078) 322-5198

神戸市広報印刷物登録平成 27 年度第 757 号
(広報印刷物規格 A-6 類)

BE KOBE



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

